

令和2年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和2年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和3年2月12日(金) 14時00分開会・15時30分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	加賀 有津子
出席者	〔 委 員 〕 加賀 有津子、高砂 正弘、藤本 英子 <以上学識経験者> 黒川 宗範、綿谷 賢治、谷田 公宏 <以上関係団体> 池田 恵次、稲津 ちさと <以上市民> (以上、計8名)
欠席者	加我 宏之、山口 敬太
事務局	井上副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、杉浦都市政策課計画係長、堀都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨木市景観審議会会長の選出について 2 本市景観形成の取組概要について 3 中心市街地等における景観形成・保全推進事業の概要について 4 事業検討体制と審議会等のスケジュールについて
傍聴者	2名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○杉浦係長	ただ今から令和2年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、井上副市長からあいさつを申し上げる。
○井上副市長	(あいさつ)
○杉浦係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げます。各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。 また、出入り口に消毒用アルコールを設置しているほか、各委員の席間隔を開けるなどの対応を行っているので、よろしく願います。 本日の出席状況であるが、委員総数10名のところ、出席者は8名となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 また、本日は2名の方が傍聴されている。 本日は委員改選後、1回目の審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (委員を順次紹介)
○杉浦係長	それでは、最初に本審議会の会長の選出をお願いする。本審議会の会長は茨木市景観条例施行規則第19条第2項の規定により、「委員の互選により定める」こととなっているが、委員改選後、初めての審議会ということもあり、推薦は難しいと思われるので、事務局よりご提案申し上げてよろしいか。 (異議なし)
○杉浦係長	ご異議ないようなので、本審議会での経験年数の長い加賀有津子委員をご提案する。加賀委員に会長にご就任いただくことに賛成の方は、挙手をお願いする。 (全委員賛成)
○杉浦係長	全委員が賛成であることから、加賀有津子委員に茨木市景観審議会会長をお願いする。加賀委員、会長席への移動をお願いする。
○加賀会長	これより議長を務めさせていただくので、委員間での活発な議論と円滑な議事運営への協力をお願いする。
○加賀会長	さて、茨木市景観条例施行規則第19条第4項の規定では、「会長に事

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」こととなっており、代理の方を指名させていただく。会長の代理は、藤本委員によるしく願います。</p> <p>(藤本委員 了承)</p>
○加賀会長	次に、茨木市景観条例第6条第5項の規定に基づき、景観計画の変更について、諮問をお受けする。事務局から願います。
○杉浦係長	それでは、井上副市長より、審議会への諮問書を会長にお渡しする。
○井上副市長	(会長と諮問書の手交)
○加賀会長	<p>本日の予定案件は、「本市景観形成の取組概要について」、「中心市街地等における景観形成・保全事業の概要について」及び「事業検討体制と審議会等のスケジュールについて」となっている。</p> <p>「本市景観形成の取組概要について」は、茨木市におけるこれまでの景観形成の取組を茨木市景観計画に即して、その概要をまとめたものである。</p> <p>「中心市街地等における景観形成・保全推進事業の概要について」は、茨木市がこれから中心市街地等で取組を進める景観形成・保全推進事業の概要をまとめたものである。</p> <p>「事業検討体制と審議会等のスケジュールについて」は、中心市街地等における景観形成・保全推進事業を進める上での検討体制や本審議会等の役割や開催スケジュールをまとめたものである。</p> <p>この中で、本審議会への景観アドバイザーの参画が提案されている。これは、市長からの諮問事項ではなく、本審議会の運営に関する事項となっている。</p> <p>審議会の運営に関する事項は、茨木市景観条例施行規則第19条第8項の規定により、「会長が審議会に諮って決める」こととなっているので、審議会として判断することが必要となるので、よろしく願います。</p> <p>それでは、これら3案件は関連性が高いことから、まとめて事務局から説明を受けたいと思う。</p> <p>事務局からの説明を求める。</p>
○福井次長	(資料1から3により、説明)
○加賀会長	事務局からの説明は以上である。事務局の説明の前にも申し上げたが、

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	説明の中に、事業の検討体制として、本審議会への景観アドバイザーの参画の提案があった。これについては、最後に審議会としてその是非を判断したいと思う。この検討体制の提案を含め、全体を通して何かご意見、ご質問はあるか。
○藤本委員	資料1・11ページについて、茨木市ではこれまでに景観重要建造物へ指定された建物はあるか。また、景観重要建造物への指定と在郷町での取組との関連について、どのように考えているか。
○福井次長	本市においては、景観重要建造物の指定案件は無い。在郷町では、地震や台風など、自然災害の影響から古いまちなみや町家が損失し、滅失している事例が見受けられる。少しでも在郷町としてのまちなみや雰囲気を残していきたいと考えており、エリアの権利者や住民と一緒に将来像を描きながら検討していく予定である。 その検討の中で、景観保全の視点から残していきたい建物があれば、所有者の意向確認も含め、景観重要建造物への指定も視野に検討していきたいと考えている。
○藤本委員	良い取組かと思うが、台風の大型化やコロナの影響など、社会情勢が変化しており、価値のある建物が無くなってしまふなどの危機感もあり、急ぐ必要も感じる。
○谷田委員	資料2・12ページに関連して、御堂筋の道路空間の再配分に関わった経験からの意見であるが、東西軸における検討においても、ウォークブルの視点を踏まえ、車から人中心の空間に変えていくことを想定しているかと思う。ただ、理想と現実には乖離があり、非常に難しい取組になることが予想される。沿道の荷捌きなどの利用実態を踏まえ、全体的な交通体系の説明をしないことには、将来像だけが先行してしまう。この点について、東西軸の取組での考えを聞かせて欲しい。
○福井次長	東西軸の取組は、人中心のまちなかへの転換を図るため、道路空間の再編も視野に入れた取組となることが想定される。全体の交通体系を俯瞰すると、中心市街地の交通量を減らしていく必要が生じるが、本市においては、広域的な視点で環状道路整備の計画がある。大阪府が整備を予定している都市計画道路も含んだ計画であるが、中心市街地への交通の流入を抑制できる計画となっていることから、整備状況を見据え、取組を進めていきたいと考えている。 また、中心市街地を歩いてもらうことを想定した時、余裕ある歩道幅員

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	の確保が必要であり、その方策として東西軸の一方通行化構想を、従来より計画している。すぐには、難しいので、まずは景観面から地域の人たちに将来のことを考えてもらえるような取組を始めていけたらと考えている。
○谷田委員	御堂筋の取組においても段階的に検討を進めている。それを参考に、段階を追った計画・将来像の検討もいいかと思う。
○福井次長	いただいた意見を踏まえ、具体的な取組を展開できればと考えている。
○黒川委員	資料 2・6、7 ページに関連して、東西軸、在郷町の取組では、エリアが重なっているかと思うが、取組が並行して進む中で、どのように連携していくのかを確認したい。 また、6 ページでは、東西通りの沿道建物については、にぎわい景観形成地区の区域に含まれている。中心市街地活性化基本計画とのエリアと齟齬があるが、どのような違いがあるのか確認したい。
○福井次長	東西軸、在郷町エリアは、地域としては同じ小学校区であり、連合自治会や自治会と対話し、連携が図れていることから、並行して進めることに影響はないと考えている。目指すまちなみに関しては、エリアの特性が異なることから、沿道や商店街を含めたエリアなど、景観形成に違いが生じることが想定される。特に、在郷町では、北側、南側には良好な住宅地が広がっているので、エリアの特性に配慮しながら景観誘導を図ることが重要と考えている。 今回、重点的に取組む東西軸、在郷町エリアについては、中心市街地のなかでも、特徴的な個性を持ったエリアと捉えており、新たな景観形成地区の指定も視野に入れて取組を進めていく必要があると考えている。
○加賀会長	資料 2・15 ページにおいて、今年度の取組でキーパーソンへのヒアリングを進めていくとのことだが、現時点でどれぐらいの候補者や関係組織がリストアップされているのか。
○福井次長	キーパーソンはこれからであるが、地元の関係組織へのヒアリングはすでに開始している。ランドデザインの取組や、市民会館跡地活用の広場における取組の中で、担い手になりうる人達との関わりは少しずつできているので、これから詳細を検討していく。
○加賀会長	本案件のような取組においては、担い手になる人を作っていくことが重

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>要かと思う。ヒアリングを通じて意識や関心を持ってもらうとともに、今後の社会実験や継続的な活動を通じて、キーパーソンとの繋がりを作り、輪を広げていくことが大切だと思う。令和2年度を取組だけでなく、継続して考えてもらえれば良いと思う。</p>
○谷田委員	<p>資料1・13ページにおける、屋外広告物の市独自規制の検討について、国や府においても、景観計画と屋外広告物の規制の整合がとれていないことは、大きな課題と認識している。政令市や中核市以外の景観行政団体で、屋外広告物条例を定めている団体は無く、屋外広告物を府条例で規制するということは、課題が生じる部分があると感じている。市として、現状どのような課題があるのかを教えて欲しい。</p>
○福井次長	<p>資料2・8ページにおいて、課題箇所の写真を掲載しており、例えば幹線道路沿道で見られる壁面全体を屋外広告物としている事例では、景観計画で規制する建築物に関しては、写真のような色づかいについて基準を設けているが、屋外広告物に関しては、府条例に色彩の規制がなく、写真のような屋外広告物が掲出されている。本事業では、こうした屋外広告物に関して、規制できるよう検討していきたい。</p> <p>また、中心市街地の商業系用途地域では、大小様々な屋外広告物が乱雑に配置されている事例を挙げている。大きさや色彩、デザインなど、少し整理することで、雰囲気が変わってくるかと思う。ただ、中心市街地ということ踏まえ、商店街や飲食店があるところの活力は残しつつ、調和がとれたものにしていきたいと考えている。</p>
○池田委員	<p>諮問書について、今回は「本市中心市街地における」とあるが、検討は中心市街地に限定したものか。</p>
○福井次長	<p>景観計画の見直しは、審議会への諮問事項となり、今回の取組では、中心市街地の東西軸と在郷町エリアの景観誘導を図るため、景観計画を見直そうとしている。この2つのエリアは、中心市街地に位置することから、景観計画の見直しについても、中心市街地に限定したものとなる。</p> <p>一方、屋外広告物の誘導については、中心市街地に限った話ではないので、市内全域で検討していくことを考えている。</p>
○池田委員	<p>景観計画の変更について審議し、変更するのは中心市街地の東西軸と在郷町エリアに関する部分だけという認識で良いか。</p>
○福井次長	<p>屋外広告物の検討では、条例の制定を目指しており、そこで定める規制</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	基準は景観計画に反映させることを想定している。そのため、屋外広告物についても、景観計画の変更が必要であり、市内全域を対象としている。
○池田委員	景観アドバイザーの役割は、市内全域を対象としているという認識で良いか。
○福井次長	景観条例第 31 条において、景観アドバイザーの職務を規定している。その中で、アドバイザーは、市、市民、事業者等が行う良好な景観の形成に向けた取組に対し、助言や指導を行うこととなっており、市内全域を対象としている。
○加賀会長	景観計画の変更を審議するために、取組の途中経過も含めて報告いただき、適宜、助言すると理解している。 景観計画は平成 24 年度に策定され、今回の計画を見直す部分は、中心市街地部分が中心かと思う。全市的な計画の見直しについては、その後の段階で検討していくという理解で良いか。
○福井次長	全市的にも課題が存在すると認識しているが、まずは取組の効果が大きい部分から行っていきたい。全市的にも見直しが必要なところについては、令和 6 年度以降に検討していきたいと考えている。
○加賀会長	他に意見、質問は無いか。 (意見、質問なし)
○加賀会長	無いようなので、これで質疑を打ち切る。
○加賀会長	それでは、事務局より提案のあった、「本審議会への景観アドバイザーの参画」について結論を得たいと思う。 「今回の景観計画の変更にあたって、景観アドバイザーが本審議会に参画すること」に対して、特に異議・反対の意見はなかった。 本件について、異議はないか。 (異議なし)
○加賀会長	それでは、次回以降の審議会に景観アドバイザーの出席を求めたいと思う。

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加賀会長	<p>さて、本日の予定案件は全て終了した。円滑な議事運営にご協力いただき感謝申し上げます。</p> <p>以上をもち、令和2年度第1回茨木市景観審議会を終了する。</p> <p>事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○杉浦係長	<p>活発なご議論をいただき感謝申し上げます。</p> <p>次回の景観審議会については、本年の6～7月頃の開催を予定している。後日調整をさせていただく。事務局からは以上である。</p> <p style="text-align: center;">(15時30分閉会)</p>